八　裁判所は、前号に掲げる方法によつて口頭弁論期日における手続を行う場合（猶予の言渡しを受けた者が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、当該手続前に、当該場所について、猶予の言渡しを受けた者に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他猶予の言渡しを受けた者の在席する場所が当該方法によつて手続を行うために適当であることを確認しなければならない。

九　弁護人は、裁判所が第七号に掲げる手続により口頭弁論期日における手続を行うときは、猶予の言渡しを受けた者が在席する場所に在席することができる。

十　猶予の言渡しを受けた者の請求があるとき又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれがあるときは、口頭弁論を公開しないことができる。

十一　［略］

第四章　証拠収集等への協力及び訴追に関する合意

（連署に代わる措置・法第三百五十条の三）

第二百二十二条の十三の二　法第三百五十条の三第二項の裁判所の規則で定める検察官、被疑者又は被告人及び弁護人の連署に代わる措置は、当該電磁的記録がこれらの者の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置とする。

第五章　［略］

（書面の添付等・法第三百五十条の十六）

第二百二十二条の十四　即決裁判手続の申立書には、法第三百五十条の十六第三項に規定する手続をしたことを明らかにする書面又は電磁的記録を添えなければならない。

（即決裁判手続の申立ての却下）

第二百二十二条の十七　裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、法第三百五十条の二十二各号のいずれかに該当する場合には、決定でその申立てを却下しなければならない。法第二百九十一条第六項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつた場合も、同様とする。

［2　略］

（即決裁判手続の申立てを却下する決定等をした場合の措置・法第三百五十条の二十二等）

第二百二十二条の十八　即決裁判手続の申立てを却下する裁判書には、その理由が法第三百五十条の二十二第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十一条第六項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことであるときは、その旨を記載し、又は記録しなければならない。

2　法第三百五十条の二十二の決定を取り消す裁判書には、その理由が法第三百五十条の二十五第一項第一号、第二号又は第四号に該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なつた供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となつたことであるときは、その旨を記載し、又は記録しなければならない。

（即決裁判手続による場合の特例）

第二百二十二条の二十二　即決裁判手続によつて審判をする旨の決定があつた事件については、第百九十八条、第百九十九条、第二百三条の二及び第二百三条の三の規定は、適用しない。

［新設］

七　猶予の言渡を受けた者の請求があるとき、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害する虞があるときは、口頭弁論を公開しないことができる。

八　［同上］

［新設］

第四章　［同上］

（書面の添付・法第三百五十条の十六）

第二百二十二条の十四　即決裁判手続の申立書には、法第三百五十条の十六第三項に定める手続をしたことを明らかにする書面を添付しなければならない。

（即決裁判手続の申立ての却下）

第二百二十二条の十七　裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、法第三百五十条の二十二各号のいずれかに該当する場合には、決定でその申立てを却下しなければならない。法第二百九十一条第五項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつた場合も、同様とする。

［2　同上］

（即決裁判手続の申立てを却下する決定等をした場合の措置・法第三百五十条の二十二等）

第二百二十二条の十八　即決裁判手続の申立てを却下する裁判書には、その理由が法第三百五十条の二十二第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十一条第五項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことであるときは、その旨を記載しなければならない。

2　法第三百五十条の二十二の決定を取り消す裁判書には、その理由が法第三百五十条の二十五第一項第一号、第二号又は第四号に該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なつた供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となつたことであるときは、その旨を記載しなければならない。

（即決裁判手続による場合の特例）

第二百二十二条の二十二　即決裁判手続によつて審判をする旨の決定があつた事件については、第百九十八条、第百九十九条及び第二百三条の二の規定は、適用しない。